

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO.12 2021年4月26日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

「経営協議会開催」

令和3年度事業運営の基本方針・静岡支社 重点実施項目に対し、組合側から 10項目以上の意見を述べる!

4月21日、地本は支社と経営協議会を開催し、令和3年度事業運営の基本方針・静岡支社重点実施項目の説明を受け、これに対して10項目以上にわたって組合側の意見を述べ、議論を行いました。

以下、会社の説明と組合の意見及び主な議論です。

令和3年度 事業運営の基本方針・静岡支社重点実施項目

『すべては安全のもとに』

～安全を最優先に、信頼されるサービスの実践～

1. 鉄道の原点である安全・安定輸送の確保
 - (1) 運転事故の防止及び労働災害・待避不良の根絶
 - (2) 訓練の充実など実践的な能力の向上
 - (3) 自然災害、異常時等への対応の強化
 - (4) 新型コロナウイルス感染症への対応
 - (5) 車両及び地上設備の維持・改良等の推進
 - (6) ホーム及び踏切における安全性向上
2. お客様の視点に立った質の高いサービスの提供
 - (1) リアルバリューサービス運動の推進
 - (2) お客様（訪日外国人含む）への情報提供の充実
 - (3) 収益確保に向けて地域と連携した積極的な営業施策の展開
 - (4) 各線区に応じた適切な輸送体系及び営業体制の構築
 - (5) 新型車両（315系）の投入に向けた準備
 - (6) 安心且つ快適なご利用環境の整備

3. 効率化・低コスト化の推進と将来を見据えた業務遂行体制の構築
 - (1) 効率化・低コスト化の推進
 - (2) ICTを活用した業務改革
 - (3) 中長期的視点に基づく諸施策の検討・実践
4. 鉄道のプロとしての意識の醸成と一体感のある職場づくり
 - (1) 「5つの約束」の実践による規律ある業務執行
 - (2) 社員の能力向上の推進
 - (3) 運動習慣・喫煙率の改善等による社員の健康増進
 - (4) 安定的、協調的かつ建設的な労使関係の充実

1. コロナ拡大による減収の回復について

- 組合：新型コロナウイルス感染拡大の影響がある中で、営業収益を戻すために会社はどのように考えているのか
- 会社：支社における営業施策により、増収と地域貢献を目指していく。去年は、特急ふじかわ号 25 周年で身延線利用促進キャンペーンを行い、専用HP開設やステッカーなどで盛り上げてきた。今年度も、キャンペーンは継続的に推進しウォーキングイベントを地元と連携して実施していく。
- 組合：天浜線では沿線を舞台にしたアニメやキャラクターとコラボしたグッズ販売等が展開されているが、そのような考えはないのか。
- 会社：「いいもの探訪」等を実施し、アピールすると共に収入の確保を目指している。

2. 新型車の導入について

- 組合：315系の投入については制限速度等の変更も行うのか。
- 会社：211系を廃車して、令和6年度以降に順次投入していくが、海鉄から313系の転属もあり、全ての編成でトイレ付きとなる。タイヤの検討も行っていく。
- 組合：373系は26年経過となる。置き換えはしないのか。
- 会社：現時点では決まっていない。具体的なことが明らかになればお伝えしていく。

3. 自然災害時等の代替ルートについて

- 組合：自然災害時等における、サンライズや貨物列車の代替ルートについて検討しているかどうか説明すること。
- 会社：具体的には持ち合わせていない。サンライズは「今、直ぐに」とはならないと思う。代替手段は重要なことだと考えており、例えば身延線の列車が甲府で虜になってしまった場合、JR東日本経由で回送をしたことがある。検討課題だと考える。

4. 信号設備等の問題点について

- 組合：信号設備について、浜松～天竜川の速度違反は閉そく信号機が西日の反射で見えにくかったという当時の状況がある。平時からそのような状況が発生する箇所(point)の点検が必要ではないか。

会社：然るべき確認をしなかったのが原因だという理解である。西日に限らず、安全に直結する問題については直ちに確認し、設備の調整を行うなど対応している。その都度、指令に報告いただければと考える。

組合：上り列車で浜松駅で8両で到着後、東京方へ引き上げる際に車内点検終了前に入信現示するケースがあるが、ドア閉しても車掌が降車するのが運転士から見えないため、起動時に危険が伴っている。直ぐにでも対策が必要だ。

会社：議論が必要であると考えてるので、業務委員会等で意見を受けたい。

5. 新型コロナウイルス感染への対応について

組合：新型コロナウイルス感染症についてワクチン接種が始まっている。それにより社員が体調を崩した場合の対応を準備しておくべきだと考える。また、海鉄乗務員に陽性反応が出たことで、浜松の詰所で濃厚接触の疑いが生じた社員が自主的にホテル療養したということがあった。本人が安心して仕事ができるよう、そのような場合にPCR検査を受けられるようにすること。

会社：現時点では整備してないが、意見として聞いておく。関係社員については、保健所との調整で濃厚接触かどうか明らかになるが、どこまで不安を持つかは人によって差があると考えてる。

組合：不安を感じた本人の申し出に、何らかの対応をすること。

会社：PCR検査等については、会社として実施する考えはない。

6. 規程の訂正について

組合：規程の訂正について、容易に切り貼りできるようにした理由を明らかにすること。

会社：組合側からの話を聞いて、社員がやりやすいようにしたということである。

7. 車両部品の盗難対策について

組合：車両部品の盗難について、会社が把握していることを明らかにすること。

会社：盗難に対してはしかるべき対応をしてきている。防犯カメラ等、各種対策も実施して、継続している。

組合：支社管内で多く発生しているのはなぜか。

会社：解らない。

組合：警察から何か聞いているのではないか。

会社：この場の議論にはふさわしくないと考える。

8. 寝具の交換について

組合：寝具の交換について、関連会社に委託していたときは労働で、社員がやらされたら労働ではなくなっているのは、認められない。

会社：会社としてそれが望ましい方法ということで実施した。使用の都度交換となると東海整備の業務量が膨大となり現実的に困難であると判断し、双方で結論に至った。委託すれば金銭関係が発生するの

は当然であるが、労働時間とする考えはない。社員の負担が増えており、そのような意見があることは解った。

9. 終了点呼の変更等について

組合：終了点呼の扱いが変化した経緯を明らかにすること。

会社：現場の実態に合わせて、早めに点呼を受けさせるようにしたものである。

組合：出勤時は15分後に出発点呼をうける目安とされているが、15分では無理であり、皆早めに出勤している。

会社：会社はできると考えている。

組合：徐行の確認やキャストの立ち上げ、掲示の閲覧など多くのことをやらなければならない。

会社：細部にわたっては答えられない。

組合：現状は組合が主張するとおりであり、受け止めること。

会社：了解。

10. 踏切警報機と特殊信号発光機について

組合：先般の踏切事故に関して、踏切警報機の警報灯が目に入り特発の確認が遅れるということがあるのではないか。全方位型では、乗務員からしっかり判別できるように配慮すること。

会社：警報灯の色や範囲は法令で決められている。また、特発の色と混同する恐れは低いと考える。

11. 家庭用交番表の不備について

組合：今ダイヤ改正で、沼津運輸区では不備な家庭用交番表が配布され問題となった。乗務員には必要なものであり、しっかり準備をして配布すること。

会社：担当者の勘違いがあった。複数の社員から要望があり、配布しなおしたところである。

12. 退職者辞令伝達の変更について

組合：退職者の辞令伝達について、日勤で実施するのをやめたのは、どのような経緯で何故なのか。

会社：自分が着任した2年前も会食はなかったと思う。普段お世話になっているかたがいる現場で渡したほうが良からうという考えである。社員にとって良い場はどうかということ考えていく。

組合：そうであれば、食事会の代わりに食事券を渡すなどの配慮をするべきである。

13. オレンジパーキングの廃止について

組合：オレンジパーキングの廃止について説明すること。

会社：すでに本社本部間の要員提案で出しているが、26日の業務委員会で説明していきたい。

以上